

特定処遇改善加算とは 令和元年10月より創設

当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ② 職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ③ 取組について、ホームページ掲載等の見える化を行っていること

令和5年度：楽笑福祉会における取組の見える化

介護職員特定改善加算を取得するためには上記要件が必要ですが、その中で「見える化」とは、特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で行うことが明確となっております

- 1 「入職促進に向けた取組」
- 2 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」
- 3 「両立支援・多様な働き方の推進」
- 4 「腰痛を含む心身の健康管理」
- 5 「生産性向上のための業務改善の取組」及び6 「やりがい・働きがいの構成」

上記、6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと

楽笑福祉会の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

区分	内容	
入職促進に向けた取組	*	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	*	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
	法人の取組	毎年度、事業計画書と報告書を作成している
		県内の学校から実習生の受け入れを行い、法人内の行事への参加や作業の体験を行っている
両立支援・多様な働き方の推進	*	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	*	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	法人の取組	祝日と土日を公休とすることで完全週休二日制とし、有給は時間単位で取得することが可能としている 前もって希望を取り、業務に支障が出ないようにしている
生産性向上のための業務改善の取組	*	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	法人の取組	5S活動を行うことによってどのような効果が得られるかを話し合い取組む目的を明確化し法人全体で共有する
やりがい・働きがいの構成	*	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	法人の取組	定期的にミーティングを開催し、法人全体で情報共有を徹底している

事業所別の加算取得状況

事業所名	サービス名	取得状況（令和5年4月より）
楽笑	就労継続支援A型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算
	就労継続支援B型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算
	放課後等デイサービス	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算
	児童発達支援	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算
就労継続支援B型事業所歩笑	就労継続支援B型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算
グループホームLeap	共同生活援助	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅰ）・ベースアップ等支援加算